

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和六年一月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年一月二十六日

埼玉県秩父県土整備事務所長 辻

幸二

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 長瀬玉淀自然公園線

三 道路の区域

新B	新A	旧A	旧 新 別
<p>秩父郡皆野町大字三沢字西山九八四番 一地从り同郡同町大字三沢字藤ノ木一 七九〇番一地从り</p>	<p>七九〇番一地从り</p>	<p>秩父郡皆野町大字三沢字西山九八四番 五地从り同郡同町大字三沢字藤ノ木一</p>	<p>区 間</p>
<p>一一・八〇〇・二二・七四</p>	<p>五・四〇〇・一三・〇八</p>		<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>八二六・〇〇</p>	<p>七五四・九一</p>		<p>延長 (メートル)</p>
			<p>備 考</p>